

令和3年度

第2回定例監査及び行政監査結果報告書

福祉健康部

(福祉総務課・障がい福祉課・保護課・国民健康保険課

・いきいき高齢支援課・健康づくり課)

浦添市監査委員

目 次

第1	監査の対象	1
第2	監査の期間	1
第3	監査の方法	1
第4	監査を実施した監査委員	1
第5	監査の結果	1
第6	指摘事項等		
1	指摘事項等の内容別件数	2
2	是正事項	2
3	注意事項	3
4	その他	4
第7	むすび	4

第1 監査の対象

1 対象範囲

令和3年4月1日から令和3年9月30日までに執行された予算に係る事務

2 対象部署

○福祉健康部

福祉総務課・障がい福祉課・保護課・国民健康保険課・いきいき高齢支援課
健康づくり課

第2 監査の期間

令和3年11月12日から令和4年1月19日まで

第3 監査の方法

今回の定例監査及び行政監査は、提出された監査調書により、関係帳簿等との照合及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理の適否等について実施した。

第4 監査(説明の聴取)を実施した監査委員

実施年月日	監査対象所属	監査委員
令和4年1月19日	<ul style="list-style-type: none">健康づくり課いきいき高齢支援課保護課国民健康保険課福祉総務課障がい福祉課	宮 島 達 彦 大 城 翼

第5 監査の結果

監査の結果については、おおむね良好に行われていることが認められたが、一部の事務において、適正でないものや検討又は是正が必要な事項が見受けられたので以下、後述する。なお、軽易な事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。

第6 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

1 指摘事項等の内容別件数

(単位 件)

区分 ^(注1) 部局・課名		指摘事項等の内容別件数 ^(注2)			
		指摘事項	是正事項	注意事項	合計
福祉健康部		-	4	16	20
	福祉総務課	-	2	2	4
	障がい福祉課	-	-	2	2
	保護課	-	-	3	3
	国民健康保険課	-	-	1	1
	いきいき高齢支援課	-	-	3	3
	健康づくり課	-	2	5	7

(注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりである。

ア 指摘事項 重大な違法、不当及び不正の状況があるもの

イ 是正事項 改善を要する悪い状況を改め正す必要があるもの

ウ 注意事項 好ましくない状況があるので、気を付けるよう申し述べる必要があるもの

(注2) 内容別件数には、次頁以降の共通事項の指摘事項等の件数を含む。

2 是正事項

(1) 契約事務について

【個別事項・健康づくり課】

執行伺において、予算規則第20条（別表3(5)）に規定されている財務部長及び財政課長の合議を得ていないもの

(2) 使用許可について

【個別事項・健康づくり課】

保健相談センターの使用申請において、申請のあった4日間のうち3日間について許可し、使用許可書を発行しているが、残りの1日については文書によらず口頭のみで不許可としているもの

(3) その他

【個別事項 福祉総務課】

内規として取り扱っているが、例規制定の手続を行う必要があるもの

- (ア) 浦添市福祉プラザ事業実施要綱
- (イ) 浦添市災害時における要援護者の支援に関する規程

3 注意事項

○契約事務について

【共通事項】

- (ア) 契約保証金について契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの
(福祉総務課・障がい福祉課・保護課・いきいき高齢支援課・健康づくり課)
- (イ) 改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや用語の訂正等を行っていないもの
(保護課・健康づくり課・国民健康保険課)

【個別事項・福祉総務課】

原子爆弾被爆者見舞金事業において、期限までに申請をした者に対して、支払いを延期したもの

【個別事項 障がい福祉課】

道路占用料条例の改正を見落とし、占用料を過少に徴収したもの

【個別事項・保護課】

事業実施伺のなかで規程・要綱の制定や公告等も一緒に起案し、一事案一起案の原則が守られていないもの

【個別事項・いきいき高齢支援課】

- (ア) 締結伺において、契約金額及び予定価格の項目が抜けているもの
- (イ) 単価契約の予定価格設定にあたり、予定価格調書内に設定内容を具体的に記載していないもの

【個別事項・健康づくり課】

- (ア) 締結伺において、契約相手方として決定している医療機関名に加えて、「その他随時決定したい」と記載されているが、その文言をもって追加の医療機関と締結し、意思決定の起案をしていないもの

- (イ) 締結伺において、予算額のみ記載し契約額の記載がないもの
- (ウ) 予定価格調書において、予定価格が入札比較価格に消費税及び地方消費税を加えた額とならないもの

4 その他（行財政改革推進課、障がい福祉課、福祉総務課、契約検査課）

あかひらステーションビルは、市が浦添市土地開発公社から借用している建物である。新版地方自治法逐条解説第9次改訂版993頁に「契約により普通地方公共団体が借用している財産（民有の建物を借り受け庁舎に供している場合等）は公有財産ではないが、その管理に当たっては、公有財産と同一の取扱いをすることが望ましい。」と記載されている。財務部行財政改革推進課においては、市が借用している財産について、「公有財産規則」を準用する等の規程等を整備し、その管理の指導に当たっていただきたい。

このあかひらステーションビルにおいては、1階で障がい福祉課が浦添市障害者相談支援事業委託を、2階で障害者地域活動支援センター事業委託を行っている。委託元の障がい福祉課は賃料、光熱水費を支出している契約検査課に使用申請、賃料光熱水費等の免除申請等を行っていないので、前述の整備された規程により文書で必要な手続を行っていただきたい。また、福祉プラザを所管する福祉総務課も、契約検査課に所要の手続を行っていただきたい。

第7 むすび

あかひらステーションビル1階の福祉プラザについて、浦添市福祉プラザ事業実施要綱第1条には「地域福祉の担い手となる福祉団体の活動拠点として福祉プラザを設置し、福祉団体の活動及び交流を図り、あわせて福祉団体の育成充実と障害者、福祉関係者の技術・技能及び資質の向上を図ることを目的とする。」と定められている。福祉団体のうち特定の団体に28年余、使用料も光熱水費も無料で入居させていることは、公平公正、機会均等、福祉団体の育成、文書による手続を行っていないこと等から不適切と思料する。福祉プラザを開設した平成5年に、地方自治法第244条及び第244条の2の規定に基づき公の施設の設置及び管理に関する条例を制定し、当該条例等に基づき使用許可、免除申請等の手続を文書で行う必要があったと思料する。速やかに是正されたい。

次に、随意契約の決裁において、財務部長及び財政課長の合議を経していないものがあつた。決裁の合議漏れがないよう努められたい。

契約保証金の免除について、契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、「履行しないこととなるおそれがない」ことの理由を明記し、より適正な決裁を行うよう努められたい。

令和2年3月31日付け「民法の一部改正に伴う各種契約に関する対応について」総務部長通知等を参照し、令和2年4月1日施行の改正民法を踏まえて、各種契約の条項の見直しに努められたい。

また、年度当初の4月1日執行の契約については、債務負担行為の活用も検討されたい。

市長におかれては、内部統制について、令和2年4月1日施行の地方自治法第150条第2項に基づき、担任する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき職員研修等必要な体制を整備するよう努められたい。